

## 伊丹市社会福祉事業団制限付一般競争入札公告共通事項

### 1. 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 伊丹市契約に関する規則(平成3年伊丹市規則第37号。以下「規則」という。)第14条に規定する指名競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (2) 対象工事の工種について建設業法の規定による建設業の許可(3,000万円以上(建築一式工事の場合は4,500万円以上)の工事を下請させる場合には特定建設業の許可)を有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て(国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。)、廃止前の和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。)がなされていないこと。
- (5) 当該入札参加申込期間の最終日から入札日までの間に、伊丹市の指名停止基準に基づく指名停止又は建設業法第28条の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
- (6) 対象工事の設計業務受託者と資本又は人事面等において次のいずれかに該当すると認められる建設業者でないこと。
  - ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は当該受託者の出資総額の100分の50を越える出資をしている建設業者
  - イ 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
  - ウ その他当該受託者との間において特別な提携関係があると伊丹市社会福祉事業団が認めた建設業者
- (7) 建設業法に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(最新分で、入札書受付締切日現在有効なもの)の対象工事の工種の総合評定値が公告に定める範囲内の数値であること。
- (8) 建設業法に規定する対象工事の工種の技術者(3,000万円以上(建築一式工事の場合は4,500万円以上)の工事を下請させる場合には監理技術者)を当該工事に専任(単価契約工事は専任でなくてよい)で配置できること。

ただし、請負金額が2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)未満の伊丹市内の工事については、専任配置の技術者と経営管理責任者(建設業法第7条第1号、第15条第1号)及び営業所の専任技術者(建設業法第7条第2号、第15条第2号)との兼務はできる。また、配置する技術者は、請負業者と直接的かつ恒常的な(入札参加申請日以前に3ヵ月以上)雇用関係を有している者に限る。

入札参加申込書を提出するときに配置予定技術者を選定できない場合は複数の候補者(3人を限度とする。)の記載を認めるものとする。本工事に届出のあった技術者を重複して他の工

事の配置予定の技術者とする場合で、他の工事を落札したことにより、本工事に予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札を辞退すること。

落札者は契約期間中、本工事に届出をした配置予定技術者を当該工事現場に配置すること。なお、病欠、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は当該配置予定技術者を変更することは認めない。

(9) 公告の日現在において国税又は地方税を滞納していないこと。

## 2. 契約条項を示す場所及び期間

工事請負契約約款については、伊丹市社会福祉事業団総務課において閲覧に供する。

(1) 期間 公告の日から入札日までの間

(2) 時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後12時45分までの間は除く。)

## 3. 入札参加資格の申請、審査及び通知

入札案件に参加を希望する者は、「競争参加資格確認申請書」(様式1)に「配置予定技術者届(様式2)」を添付し伊丹市社会福祉事業団総務課に公告に定める期日までに持参し提出すること。なお、「競争参加資格確認申請書」(様式1)に「配置予定技術者届(様式2)」については、伊丹市社会福祉事業団ホームページ内の入札公告ページからダウンロードし使用すること。

「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」及び「配置予定技術者届」に係る添付資料については「競争参加資格確認申請書」に添付し、伊丹市社会福祉事業団総務課に公告に定める期日までに持参し提出すること。なお、審査の結果は公告に定める期日までに競争参加資格確認通知書により通知する。(総務課電話番号：072-784-9987、FAX番号：072-784-9937)

## 4. 入札参加資格がないと認められたものに対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、事業団に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求める場合は、公告に定める期日までに、「参加資格なし」に対する理由請求書を提出すること。期日までに当該請求があった場合は、これに対し公告に定める期日までに文書により回答する。

## 5. 設計図書等の閲覧及び交付

入札に付する工事の設計図面及び現場説明事項(以下「設計図書」という。)については、公告の日から入札日までの営業日において伊丹市社会福祉事業団総務課にて閲覧を供する。(※数量明細書については参加資格決定後に交付する。)

また、交付については、入札参加申込のあった者のうち入札参加資格があると認められた者に対してのみ、審査結果通知に合わせて電子データにて交付するものとする。交付の方法についてはCD-ROMを審査結果通知と合わせて送付する。

## 6. 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問がある場合は、公告に定める期間及び期日までに、文書にて伊丹市社会福祉事業団総務課に持参するかFAXにより提出すること。

質問に対する回答は、公告に定める期日に、FAXにて全社に回答する。

## 7. 入札に関する条件

- (1) 請負金額は入札書に記載された金額に5%を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、合併入札の場合は対象工事の概要に記載する全ての工事の合計金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札は公告に掲載している予定価格以内の最低価格のものをもって落札とする。ただし、最低制限価格を設定した工事においては最低制限価格に達しないものは採用しない。
- (3) 予定価格を超える金額の入札は行わないこと。入札書に記載された金額が予定価格を超えている場合は無効となるので、見積もった金額が予定価格を超えた場合は入札を辞退すること。
- (4) 入札参加者が不正行為等不穏な行動の疑いのある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。
- (5) 入札保証金は免除する。
- (6) 現場説明はしない。
- (7) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 8. 積算内訳書

入札額の根拠となる金額を記入した積算内訳書については、入札書に添付して提出すること。積算内訳書の提出がない場合は、入札を辞退したものとみなす。

提出された工事費積算内訳書に記載がない場合もしくは記載された内容が著しく不適切である等不備なときは、当該工事費積算内訳書の提出業者の入札を無効とする。

## 9. 契約の締結

- (1) 伊丹市社会福祉事業団が定めた契約書による。
- (2) 契約締結時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、銀行その他理事長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定するもの。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、履行保証保険契約を締結したとき又は工事履行保証証券による保証を付したときは、契約保証金を免除する。
- (3) 工事完成保証人は不要とする。
- (4) 契約が理事会の議決を要する契約となったときは、議決を経たときから本契約の効力が生

じるものとし、それまでの間は仮契約とする。仮契約締結後、理事会の議決までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は伊丹市の指名停止を受けた場合は、本契約を締結しない。

#### 10. その他

- (1) 工事の施工に当たっては、災害の防止に努めるとともに、万が一に備えて労働者災害補償保険及び第三者に対する損害賠償責任保険等に加入すること。
- (2) 建設労働者の福祉対策として、建設業退職金制度等に加入すること。
- (3) 下請業者の選定並びに建設資材等を購入する場合は、できる限り市内業者を活用すること。
- (4) 下請負については、建設業法で一括して他人に請負わせ又は請負ってはならないことになっているので遵守すること。
- (5) 元請人は、下請負代金や支払条件の決定に当たっては、建設業法その他関係法令を遵守し、下請負人等にしわ寄せが生じないよう努めること。
- (6) 元請業者は、工事の施工に当たって、建設廃棄物の適正な処理を行うため、自らの責任において、処理業者等との協力体制を確立し、円滑な運営を図れるよう努めること。
- (7) 提出された資料等は返却しない。ただし、事業団において無断で使用できないものとする。
- (8) 工事の受注者は、「公共工事の施工上の留意事項」及び「生コンクリート品質低下防止対策指針」（いずれも伊丹市ホームページ契約検査課のページに掲載）を準用するので、その内容に基づき、適正な施工を確保すること。